

寒川町水田保全事業に関する Q&A

Q1.水田保全事業補助金の根拠となる町の規定は？

A1.「寒川町農業振興に関する補助金要綱(平成28年4月1日施行)」の別表に「水田保全事業補助金」と定められています。

Q2.補助金の対象となる事業費は？

A2.神奈川県相模川左岸土地改良区賦課金相当に要する費用と定められています。

Q3.減反政策により休耕している水田は、補助金を受けることができますか？

A3.あくまでも水稲を耕作している水田が対象となります。

Q4.水田の所有者が共有名義の場合、どのように申請すべきですか？

A4.代表者名で申請いただき、その他の方の委任状が必要となります。

Q5.「一定期間の水稲作付けをしている水田」の一定期間とは？

A5.用水の通水期間ということで、その期間中は確実に水田を耕作し維持管理することが条件となります。

Q6.町内の市街化区域の水田は補助金を受けることができますか？

A6.市街化調整区域の水田のみ対象のため、市街化区域の水田は補助金を受けることができません。

Q7.水田を耕作しているかどうかは、どのように判断するのですか？

A7.申請を受けた水田について、8～9月頃に農政課にて現地確認を実施します。

Q8.申請した補助金額は、全額交付されますか？

A8.申請された内容について、農政課にて書類審査及び現地調査等を実施し、補助金交付の適否を決定します。(決定通知を送付します。) また、予算範囲内での補助金交付になります。予算上限を超えた場合は、按分となります。

※申請に際し、ご不明な点があるときは、農政課へご相談ください。